

# 5月の子育て支援事業



日程	時間	事業名	内容	対象	場所	予約	担当
5/13・17・20・ 24・27・31・ 6/2・7・10	9:00-12:00	あそび場	スキンシップ・スト レッチなどの遊び	発達がゆっくり のお子さんと 保護者さん	ほっとくらぶ	不要	ほっとくらぶ (377-3522)
5/18(水)	10:00-12:00	ほっとする 親の会	茶話会	発達がゆっくり のお子さんと 保護者さん	ほっとくらぶ	不要	
6/3(金)	9:00-12:00						
5/16・23・ 6/6(月)	10:00-12:00	親子で遊ぼう	自由遊びなど	未就園児	児童館	不要	カンガルーあさひ (377-5999)
5/31(火)	10:00-11:00	親子リズム遊び	リズム遊び	未就園児	保健福祉 センター	不要	
5/12・19・ 26(木)	10:00-12:00	親子ふれあい事業	集団遊びなど	未就園児	保健福祉 センター	要予約	社会福祉協議会
5/22(日)	10:00-15:00	朝日こども 将棋教室	将棋遊び	小学1年生 から6年生			
5/14・28(土)	15:00-15:30	おはなし会	絵本の読み聞かせなど	お話を聞きたい 方はどなたでも	あさひ ライブラリー	不要	教育文化施設 (377-6111)

\*最終ページに町民福祉課子育て支援室の子育て事業を掲載していますので、ご覧ください。

\*お問い合わせは、各担当者にご連絡ください。

子ども手当は  
引き続き支給されます



子ども手当は、平成23年4月から9月までの**6か月間**これまでと同じ**月額13,000円**で引き続き支給されることになりました。

- 支給金額 子ども1人につき 月額13,000円

---

- 支給対象となる子ども 0歳から中学校卒業まで  
(0歳から15歳になった後の最初の3月31日まで)

---

- 支給月 平成23年6月 (平成23年2月から5月分)  
平成23年10月 (平成23年6月から9月分)

## ご注意

- ◇次の方は、町民福祉課子育て支援室への申請手続きが必要です。
  - 出生などにより、新たに養育する子どもができた方
  - 既に受給していて、出生などにより養育する子どもが増えた方
  - 既に受給していて、他の市町村から引越しをされた方
- ◇次の方は、手続きが必要はありません。
  - 既に受給していて、支給対象となる子どもの数に変更がない方
- ◇平成23年6月の現況届の提出は不要です。  
ただし、10月に届出・申請などが必要となる場合があります。

問い合わせ先 町民福祉課子育て支援室 377-5652